

賃金問題についての大学当局の方針の説明を求める申入れ書

2012年3月6日

岐阜大学学長 森 秀樹殿

岐阜大学職員組合中央執行委員長 伊藤 昭

「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律案」が2月29日に国会で承認されました。マスコミなどの情報では、政府は国家公務員の賃下げにあわせて、大学を含む独立行政法人に対しても、国家公務員に準じた対応を求める、とのことです。しかしながら、当事者である私たち職員には、雇用者である大学から現在までのところ何の説明もありません。多くの職員が、生活の不安を抱えながらも、大学のため一生懸命仕事に励んでいます。そのような状況で、私たち職員は、正確な情報に基づいて対応する必要に迫られています。

大学執行部が、以下の件について、岐阜大学で働く職員に対して、責任ある説明をしてくださるようお願いします。

1. 私たちの賃金について、今後どのようになることが予想されるのか、大学執行部としてわかっている範囲で説明をお願いします。できれば、「人事院勧告」に対応する処置と、「賃金特例法案」に対応する処置に分けて説明をお願いします。
2. もしやむを得ず賃金の改定が提案されるとして、そのことが少なくとも何日前に職員に提示されることになるのか、その目途をお教えください。これについて、私たちは、多くの職員がその収入を予定して生活設計を行っているため、その対策を立てるためにも、十分な周知の時間が必要と考えています。
3. 賃下げが（どういう「形式」をとるかではなく）実質的に「遡って」実施される可能性はあるのか、現在の執行部の考え方をお教えください。「遡って」というのは、たとえば前年度の賃下げ「相当分」を、次年度の賞与などで調整することなどを指します。
4. 人事院勧告では公務員の65歳への定年延長が勧告されています。大学として未だ実施されていない事務職員の定年延長について、今後どのような対応を考えているのか、説明をお願いします。

以上について、3月12日までに、雇用者としての責任を持って、文書で回答をお願いします。もし回答できない項目があれば、それについてはいつ頃、もしくはどのような状況になれば回答可能となるのかお教えください。